

公 開 用

本市中学校における重大事態の再調査結果について（概要版）

出雲市いじめ問題再調査委員会

令和3年11月24日

1. 再調査に至った経緯

本事案は、平成 30 年 2 月に市内中学校で発生した不登校重大事態である。平成 29 年 5 月頃から部活動内でいじめは繰り返され、被害生徒及び両親が当該校に対応を訴えたにもかかわらず、当該校は当初いじめとして対応せず、重大事態に至った。市教育委員会も主体的な対応を怠ったことから、両親は、当該校及び市教育委員会に対して不信感を抱き、真相解明と再発防止に向けての調査が依頼された。そのため、平成 30 年 10 月より、市教育委員会の諮問を受けた市いじめ問題対策委員会が調査を行い、令和元年 10 月に答申書を作成した。しかし、調査結果について、両親の見解との相違点が多く、また、調査の中立性に対する問題も指摘され、被害生徒の両親により再調査が依頼された。令和 2 年 6 月 4 日、出雲市長からの諮問を受け、出雲市いじめ問題再調査委員会（以下「当再調査委員会」という。）は、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づき本事案に対する再調査を開始した。

2. 諮問事項

当再調査委員会に対する諮問事項の概要は次のとおりである。市いじめ問題対策委員会が作成した答申書の内容と、被害生徒及びその保護者から提出された意見書から見解の異なる点を整理し、いじめの事実に関する当該校の対応並びに事案発生後の当該校及び市教育委員会の重大事態に対する対応について検証を行うこと。および、検証の結果を踏まえ、今後のいじめ防止に向けた提言を行うこと。

3. 見解の異なる点について

市いじめ問題対策委員会の答申書と、両親から提出された意見書の間で、見解の異なる点は、主として、当該校の対応についてと市教育委員会の対応についての 2 点に分類される。その概要は以下のとおりである。

3-1. 当該校の対応についての両親の見解

(1) 担任は、両親がいじめについて複数回相談をしたにもかかわらず、対応をせず、対応しているかのような嘘をついていた。またいじめの認識はなかったと責任逃れをしようとした。

(2) 部活動主顧問は、いじめの認識はなかったと嘘をつき、責任逃れをしようとした。また被害生徒が休部する際に被害生徒に責任があるかのような虚偽の説明をし、いじめの意図的な隠蔽を行った。

(3) 当該校、管理職らは保護者会などの場で問題を矮小化し組織保身の対応をした。積極的に問題を追及する姿勢がみられなかった。また虚偽の説明を続けた部活動主顧問を加害生徒に対応させたりするなど、当該校のガバナンスを疑う状況が多くみられた。

3-2. 当該校の対応についての市いじめ問題対策委員会の見解

(1) 担任は、被害生徒がいじめを受けていることを推察できる状況であったが、いじめ事案として対応せず、管理職に報告しなかった。担任による虚偽・隠蔽があったとは認定できない。

(2) 部活動主顧問は、いじめを認識できる状況にありながら、いじめとして対応しなかった。被害生徒が休部する際、被害生徒の思いを十分にくみ取ることをしないまま他の部員への説明を行った点については問題であった。部活動主顧問による虚偽・隠蔽があったとは認定できない。

(3) 複数の教員がいじめを認識していたにもかかわらず、いじめに対応する組織的な対応がなされていなかった。また管理職がいじめを認識した後も対応の遅れがあった。加害生徒への対応を部活動主顧問に任せていたことは配慮に欠けていた。管理職による虚偽・隠蔽があったとは認定できない。

3-3. 市教育委員会の対応についての両親の見解

市教育委員会は当該校からの事実と異なる報告を鵜呑みにし、平成30年10月まで自ら調査を行わなかった。市教育委員会は現場の状況を適切に認識していなかった。学校側の報告書や対応についてチェック機能がない。学校全体の問題が疑われる場合に客観的な原因調査が行われていない。市教育委員会の学校に対するガバナンスに問題がある。

3-4. 市教育委員会の対応についての市いじめ問題対策委員会の見解

すぐさま当該校を訪問して資料の確認を行わず、約10日もの間、電話でのやり取りに終始した点については、市教育委員会の初期対応に問題があった。ただし、対応が遅れたのは、人が足りないので仕方なかったとも考えられる。平成29年度中に問題解決ができず、被害生徒の父から要望書が提出されるなどしたにもかかわらず、平成30年10月まで関係教員らからの直接の聴き取りを行わなかったことなどは、調査方法としては不十分と考えられる。

4. 当再調査委員会の判断

4-1. いじめの認定について

本事案は部活動内で発生したいじめ事案である。被害生徒は平成29年5月頃から7月頃までの間、部活動内において、主たる加害生徒1名の他、複数名の部員から集団で股間を触れられる、無視されるなどのいじめ行為を受けていた。一方主たる加害生徒以外のいじめ行為に加担した部員については、主たる加害生徒より無視されるなどのいじめ行為を受けており、いじめ加害者であると同時に被害者でもあった。

4-2. いじめの認知までの当該校の対応の問題点について

平成 28 年 3 月以降平成 29 年 5 月に至るまでの間、文部科学省より複数回、教職員に対していじめの正確な認知を求める内容の文書が発出されており、教職員らは、いじめとは何かについて正しい知識を持ち、適切な対応を求められる状況であった。被害生徒や両親は、担任、部活動主顧問、部活動副顧問らに対して繰り返し被害を訴えていた。しかし、担任、部活動主顧問、副顧問らは、当該校のいじめ防止基本方針に定められた管理職への報告を行わず、いじめとしての対応を行わなかった。当該校のいじめ防止基本方針は、教職員らに周知徹底されておらず、本事案に関係した教員らのいじめに対する理解は不十分であった。いじめに対して、管理職を含めた適切な対応がなされなかったのは、当該校の組織的な問題であり、事態の深刻化を招いた一因であった。

4-3. いじめ認知後の当該校の対応の問題について

校長ら管理職が本事案を明確にいじめと認識したのは、平成 30 年 1 月 19 日に両親が学校を訪問した際であった。文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 29 年 3 月改訂）では、いじめが確認された場合、直ちに、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うこととされている。主幹教諭も 1 月 19 日に両親に対して「調査を開始します。」と伝えている。しかしながら、実際に調査が開始されたのは 1 月 29 日になってからであり、直ちに調査を開始したとはいえない。また 2 月 6 日には被害生徒の不登校期間が年間 30 日を超え、不登校重大事態となっており、当該校は被害生徒の再登校に向けて、速やかに対策を講じるべき状況であった。しかし、被害生徒のケアや再登校に向けた対策が講じられていない状況で、かつ加害生徒への指導も不十分な状況のまま、加害生徒らの大会への出場が当初認められていた（保護者からの指摘により後に参加取り消しとなっている。）など、被害生徒の心情を無視し、加害生徒への指導を最優先としなかった当該校の対応は問題であった。

部活動主顧問については、いじめに対する認識の甘さなどから指導が必要であることを当該校長らが認めており、平成 30 年 2 月以降部活動顧問を一時的に外されている。しかしながら、その後も、管理職は、部活動主顧問を 2 度にわたり加害生徒に対する指導に単独で関わらせており、不適切な判断である。

文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年 3 月）によれば、「調査主体は、調査結果（今後の支援方策や再発防止策を含む。）を取りまとめた後、その内容を対象児童生徒及びその保護者に説明するものとする。」とされている。しかしながら、当該校側からこのような説明が主体的になされた記録はなく、指針に従った対応がなされていない点も問題である。

4-4. 担任、学年主任の対応の問題点について

担任は、被害生徒および主たる加害生徒のクラスを担当していた。平成 29 年 7 月以降、被害生徒および被害生徒の母親からいじめ被害についての相談を受けている。担任は相談

内容を学年主任に伝えたが、両者の判断により、その後の対応を部活動主顧問に一任している。当該校のいじめ防止緊急対応委員会の構成委員である学年主任も、いじめとその対応を正しく理解しておらず、「いじめではなく、人間関係のトラブル」として対応したと供述しており、適切な対応を怠った。当該校のいじめ防止基本方針に定められた管理職も含めた情報の共有と組織的対応はなされず、結果的にいじめは放置され、事態の重大化を招いた。その理由として担任は、部活動主顧問が「自分がしっかり対応するから。」と言ったことや、自身が別の部活動の顧問をしており、その部活動が多忙であったこと、加害生徒に対して苦手意識があったことなどを述べている。アンケート Q・U においても、担任は被害生徒がいじめ被害を受けていることを推測できる状況であった。しかしアンケート結果は活用されず、何の介入もなされなかった。担任、学年主任ともに、いじめに対して、当該校のいじめ防止基本方針に定められた対応を怠っており問題である。

4-5. 部活動主顧問の対応の問題点について

部活動主顧問は被害生徒と母親および担任らからいじめに関する情報を得ており、担任に対して「自分がしっかりと対応するから。」と発言している。しかしながら本来行うべき管理職への報告などの組織的対応はなされず、いじめとして対応せず、被害生徒や加害生徒への適切な対応を怠った。

また、平成 29 年 9 月に、被害生徒が、部活動主顧問に対して、部活動の休部について相談に来た際、被害生徒と十分な意思疎通を図らず、被害生徒のいじめが休部理由の原因であることを正しく把握していない状況で、被害生徒に対して部員の前で休部理由を言うように強要するような発言を行った。被害生徒にとっては強い精神的負荷を伴う行為の強要であり、配慮に欠ける重大なハラスメント（当再調査委員会は、ハラスメントを「教育指導の適切な範囲を超えて、物理的ないし心理的な影響を与え、児童生徒を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、健康や就学環境を悪化させたりする発言や行動」と定義する。）である。結果的に部活動副顧問がとりなして、被害生徒は部員の前で休部理由を言わなくてもよいこととなった。その後、部活動主顧問は部員に対し、被害生徒の休部理由を、「学校生活に慣れるため。」「勉強などでいっぱいだからしばらく休む。」などと説明した。しかしこの休部理由については、被害生徒や被害生徒の両親の了解なく、被害生徒自身に原因があるかのような説明を行っており、これもハラスメントに該当する。後に行われた部員へのアンケートでは、部員の誰一人として被害生徒の休部理由が生活上の問題であると感じていたものはおらず、その過半数が、いじめが原因で休部したと感じていたと回答している。

部活動主顧問は、いじめに対する適切な対応を怠ったのみならず、被害生徒に対する複数のハラスメント行為を行っており、その責任は大きい。

4-6. 市教育委員会の対応の問題点について

本事案は平成 30 年 2 月 6 日に不登校重大事態に至っているが、当初、調査主体は当該校となること、市教育委員会の判断で決定されていた。市教育委員会職員は、平成 30 年 2 月 23 日に行われた両親と当該校管理職、教員らとの面談の場に同席しており、この時点で両親の学校への不信感が強く、文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」に定められた「学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない」と判断すべき事態であり、同時に「学校と関係する児童生徒の保護者間のトラブルが非常に深刻化」した事態ともみなせる状況であったため、調査主体を市教育委員会とする判断を下すべきであった。市教育委員会が、直接当該校の教員への聴き取り調査について起案書を提出したのが平成 30 年 10 月 1 日であり、この段階でようやく調査主体が市教育委員会に変更されたとみなすことができる。不登校重大事態の発生から 8 カ月近く経過してのことであり、市教育委員会の対応は極めて遅く、受動的であった。

4-7. 見解の相違が生じた一因について

保護者の意見書と市いじめ問題対策委員会の答申書との間に見解の相違が生じた一因として、部活動主顧問が、場面に応じて、異なる供述を行ったことがあげられる。部活動主顧問は、供述内容が管理職や保護者の目に触れる場面においては、「いじめとわかっていながら対応しなかった。」と供述し、市いじめ問題対策委員会の意見聴取などの場面においては「いじめではなく人間関係のトラブルととらえていた。」と発言している。「いじめとわかっていながら対応しなかった。」と供述した理由として「被害生徒や両親の気持ちに配慮し、被害生徒や両親の言うとおりに答えたため。」と述べている。また「いじめではなく人間関係のトラブルととらえていた。」と発言した理由として「両親や被害生徒と直接的なやり取りがなくなったことで、自身の気持ちに変化したため。」と述べている。当再調査委員会での意見聴取では、「いじめではなく人間関係のトラブルととらえていた。」が本心であると供述している。このような部活動主顧問の姿勢は、状況依存的に自身の態度を変え、時に真意を歪めてまで周囲に迎合し、表面的な適応を図ろうとする自己保身的な問題のある姿勢である。

4-8. 不登校重大事態に至った要因について

いじめに対して迅速に組織的対応がなされなかったことは、いじめが深刻化した要因である。一方で、部活動主顧問は、「被害生徒がしっかりとした考えをもち、加害生徒の言いなりにならなかったから。また、顧問の自分が必要な指導をとらなかったために加害生徒にやってもいいんだと思わせてしまった。」と述べている。被害生徒が加害生徒の言いなりにならなかったこと、部活動主顧問が加害生徒の未熟性に気づけず、ただ強いからという理由で加害生徒の指導を怠って放任し、勝利至上主義とも捉えうる姿勢の下で、いじめに対して速やかに適切な対応をとらなかったことは、いじめが深刻化した一因である。

部活動主顧問は、被害生徒の休部に際して、ハラスメント行為を行い、被害生徒に対して

二次的な心理的被害を与えた点も、被害生徒の教員不信および不登校の一因となった。

さらに、被害生徒はいじめによる影響もあり宿題ができず、ほぼ毎日のように居残りをさせられ、それに対して叱責を受け、部活動への参加が妨げられていた。学校教育法第11条では「教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣が定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる」と規定されている。その懲戒の内容には、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものではない注意、叱責、居残り、別室指導、宿題などが例として挙げられている。あくまでこれら懲戒については、教育上必要のある場合であり、懲戒に教育的意義を伴うことが重要である。懲戒行為は、原則として他に代替方法がなく必要に迫られた場合に、必要最低限、可能な限り短い期間でなされるように教育現場で配慮されるべき性質のものであり、漫然と行われるべきものではない。また、その必要性についても随時検討されるべきものである。しかし、被害生徒の心情は理解されず、個別の配慮がなされることもなく、教育的配慮を伴わない懲戒を被害生徒は受け続けていた。教育現場における教育的配慮を伴わない懲戒は正当性がなく、不適切な懲戒と考えられる。不適切な懲戒行為を漫然と継続したことも人権侵害であり、ハラスメントに該当する。この出来事もまた被害生徒を苦しめる要因となった。

いじめが原因であり、いじめと不登校との因果関係はあると判断するが、教員らの対応が、被害生徒に対して二次的な心理的被害をもたらした点も本事案の重要な点である。これらの心理的苦痛もあり、被害生徒は不登校重大事態に至ったと思われる。

5. 当再調査委員会からの提言

当再調査委員会の提言内容の要旨を以下にまとめる。

- ① 本事案をふまえ、いじめ防止対策推進法第23条に従って、教員が適切かつ迅速に組織的にいじめに介入するよう、今一度、市教育委員会には教職員への指導を行うこと。特に、安易に人間関係のトラブルといった捉え方をしないよう、注意すること。
- ② 部活動の開始時に、児童生徒や保護者に対して、学校における部活動の目的と理念、勝利至上主義にならないこと、部活動の場においていじめが生じた場合の対応などについて児童生徒や保護者に指導する場を設け、文書及び口頭でその内容を説明すること。
- ③ いじめの被害者及び加害者のケア、特に加害者のケアにおいてはスクールカウンセラーなどの積極的な介入を考慮すること。ケアが必要な児童生徒に関しても年度が変わってケアが途切れることがないよう、市教育委員会も主体的に関与すること。
- ④ 市教育委員会における安全管理体制を構築し、各教員らの指針や法令に関する研修などへの参加状況を監督し、不参加が続く教員については参加を義務付けるなどの機能を持たせること。教職員の指針や法令遵守の意識を高めるための研修等の企画、実施も行うことが望ましい。また、インシデント（児童生徒や教員の心身の安全や就学環境に危険が及ぶ状況が生じうるリスクのある事態）、アクシデント（児童生徒や教員の心身や就学環境に明らかな影響が及んだ事態）への対処や、学校の安全管理状況の確認や助言、

法令や指針の遵守状況についての確認や指導、法令や指針の遵守違反などにより指導が必要な教員への指導、教職員の労働環境の適正化などへの対応をすること。この部署には、スクールロイヤーなど法律の専門家や心理専門職の参画を考慮すること。特に、法律の専門家には各学校のいじめ防止委員会や市教育委員会、いじめ対応チームが法令や指針に従って、適切な活動を行っているか監督することが望ましい。この部署は、いじめやハラスメントを直接児童生徒や保護者が訴えることができる窓口としての機能を有すること。また、各学校からもハラスメントやいじめ事案を含むインシデントを報告するよう、指針を整備すること。

- ⑤ 市教育委員会では、児童生徒に対するハラスメントについての指針を改訂し（違反時の対応も含む）、各学校においても指針を作成し、教職員に周知徹底する他、文書及び口頭で児童生徒、保護者に説明すること。
- ⑥ 特定の教員にみられた発言内容の不一致などに関して、市教育委員会にて精査すること。また、同様の事案が生じないように教職員はチームとして組織的に対応する意識を高めること。
- ⑦ いじめ発生時、いじめ重大事態発生時の対応の際、重要事項について遺漏なきよう、当再調査委員会の作成したチェックリスト（参考資料参照）を活用すること。

6. 参考資料

いじめ発生時ないし重大事態発生時に、遅滞なくかつ重要なポイントについて遺漏なく対応するため、以下のチェックリストの活用を提案する。必要に応じて学校現場において実用的な形に修正し、運用されたい。なおこの内容については、法令、指針などの改訂により変更されることがありうるため、定期的な見直しを要する点に注意が必要である。

いじめ発生時のチェックリスト

(1) いじめの認知について

- いじめかどうかの判断において、行為のみならず、被害者の傷つきの度合いで判断したか。
- 人間関係のトラブルとして処理していないか（被害者に傷つきがあればいじめである。）。
- 被害者がいじめの事実を否認したからといって安易にいじめはなかったこととしていないか（実際にはいじめがあっても被害者が否認することがありうる。）。

(2) いじめ認知後の対応について

- 速やかにいじめ防止委員会に報告し、情報を共有し組織的対応を開始したか。
- 被害者の安全を確保したか。
- 被害者に対して事実確認を行ったか（いじめによる精神的影響が大きい場合には無理に聴取せず、スクールカウンセラーの介入を行うこと。）。
- 被害者の保護者に情報共有と協力依頼を行ったか。また加害者や保護者、他の児童生徒への対応にあたって、伝達する個人情報の内容について了解を得たか。
- 校長を通じて教育委員会に報告したか（指針により全例報告が義務付けられている。）。
- 保護者の不信が大きいなど学校のみでは対応困難な場合、市いじめ対応チームの介入依頼を考慮する。
- 重大事態に該当するかどうかの判断を行ったか。1→重大事態であれば速やかに教育委員会と対応を協議すること。
- いじめが犯罪行為である場合には、直ちに警察に通報を行ったか。
- いじめ加害者に対して事実確認を行ったか。
- 事実確認にあたっては、児童生徒に過度な心身の負担を与えないよう配慮されたか。2
- いじめ加害者の保護者に対して事実を伝え協力を要請したか。
- 必要に応じて授業や部活動など、いじめが行われた場における活動を一旦停止し、いじめ問題への対処を優先したか。
- いじめ防止委員会などにおいて、組織的に対応するプランが策定され、被害者と加害者、その保護者に提示し理解を得たか。

(3) いじめに対する介入

- いじめに関する調査の範囲と内容について、被害者と保護者の了解を得たか。
- 被害者と保護者の同意を得て、傍観者への指導を行ったか。
- いじめが繰り返される場合のプランについても考慮しているか。
- 保護者の協力の下、被害者へのケアと支援が継続されているか。

1 注：重大事態とは、ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自死を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など）、イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」について、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は日数にかかわらず、適切に判断する、ウ いじめにより登校できず、教育支援センターへ通うこととなった場合、重大事態の判断においては欠席日数として扱う、エ 児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときのいずれかの場合である
2注：事実確認については、あくまでも教育の一環として行われるべきものであり、関係する児童生徒の今後の成長のために、どのような教育的対処が必要であるかを考慮するための情報収集を目的として行われるべきものである。

加害者に対して、単なる懲戒のみならず、加害者の心理的背景を考慮したケアが行われているか（家庭内での暴力の目撃や、加害者がいじめ被害を受けている可能性、家庭環境の問題、学校や家庭生活への不適応など。）。この際スクールカウンセラーなどの介入を考慮すること。

(4) 介入効果の判断

- いじめ行為は停止しているか（少なくとも3か月間。）。
 被害生徒の心理的苦痛は緩和しているか。介入効果について保護者の理解は得られているか。
 加害者は被害者の心情を正しく理解し反省しているか。

2項 いじめ重大事態発生時チェックリスト

*調査開始時のチェックリスト

- (1) 不登校重大事態においては、その判断に際して欠席期間が30日に到達する前に学校から教育委員会に報告・相談があったか（ガイドラインでは重大事態に至る前に学校から報告・相談があることが望ましいとされている。）。
 あった
 なかった→なかった場合は、教育委員会は迅速な対応を学校に指導すること。

(2) 重大事態との判断はどこが行ったか。

- 学校
 教育委員会

(3) 重大事態の判断に際し、学校と教育委員会との協議が行われたか。

- 行われた
 行われていない（行われるべきとされている。）

(4) 調査主体はどこか。³

³ 注：被害者家族の学校への不信感が非常に強い場合や、教職員の不正が疑われる場合、管理職も含めた関与が疑われる場合、大きく報道されており学校の教育活動に支障が生じる

- 学校
- 教育委員会

(5) 重大事態の基準時はいつか。

(6) 調査主体が学校の場合、速やかに「出雲市いじめ対応チーム」を参画させたか。

- させた
- させていない（参画させることが出雲市いじめ防止基本方針にて記載されている。）

(7) 調査主体が教育委員会の場合、速やかに出雲市いじめ問題調査委員会が調査を開始したか。

- 開始した
- 開始していない

(8) 調査主体が学校の場合、以下の内容を直ちに（遅くとも7日以内）に設置主体を経て都道府県知事等へ報告したか。

- 学校名
- 対象児童生徒の氏名、学年、性別等
- 欠席期間
- 報告の時点における対象児童生徒の状況
- 重大事態に該当すると判断した根拠

(9) いじめ重大事態について、教育委員会は各教育委員に速やかに報告を行ったか。また教育委員会は速やかに市長に報告を行ったか。

- 行った
- 行っていない

ことが懸念される場合などについては、調査主体は原則教育委員会が行うべきである。出雲市いじめ防止基本方針（令和3年3月改訂）では、自死案件については教育委員会が調査主体とされている。

(10) 調査組織はどのように構成されているか。

- 学校ないし教育委員会及び出雲市いじめ対応チームのみ
- 第三者委員会ないし外部専門家への協力依頼

(11) 調査開始前に自死案件を除く重大事態においては被害者の安全を確保したか、また被害者の保護者に事実説明と協力を依頼したか。

- した
- していない→速やかに行うこと

(12) 調査対象はどの範囲とするか。⁴

被害者（対象児童生徒においては原因や状況を話したがない場合もあるため、無理に聴取せず、周辺から情報を得るなど柔軟に対応すること。またスクールカウンセラーの介入を積極的に考慮すること）

- 被害者の保護者
- 加害者
- 加害者の保護者
- 教職員
- 関係する児童生徒
- その他

()

(13) 調査実施前に、予め調査組織は被害者及び保護者に以下の点について説明し、またどのような調査事項や調査対象を求めるか意向を聴取したか。

- 調査の目的・目標
- 調査主体（組織の構成、人選）
- 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- 調査事項と調査対象について説明し意向を聴取したか
- 調査方法（アンケート調査の様式や聴き取りの方法など）
- 調査結果の提供（いじめを受けた側、いじめを行った側に対する提供など）

⁴ 注：調査対象者のプライバシー保護に注意し、被害者の心情などについての個人情報や調査内容をどの範囲まで加害者や保護者、その他の児童生徒に開示するかについて被害者及び保護者から了解を得ること。

被害者や保護者が精神的に不安定な場合に、カウンセリングや専門家によるケアの必要性についてアセスメントしたか

(14) 加害者及び保護者に対して以下の対応を行ったか。

- 速やかに加害者及び保護者に対して、事実関係の聴取を行う
- 加害者及び保護者に対して、聴取した情報を被害者に情報提供する旨理解を得る
- 加害者のいじめに至る心理的背景や、加害者が同時にいじめの被害者である可能性についてもアセスメントを行う
- 加害者が心理的な孤立感・疎外感を過度に受けることがないようにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図る
- 加害生徒における家庭環境の問題などのリスク要因についてアセスメントを行う
- 加害生徒の指導にあたっては、必ず管理職を含めた複数名の教職員で行い記録を残す

(15) 調査において、被害者や被害家族への二次的な心理的被害への配慮はなされているか。

- 被害者や被害家族にも責任や原因があるような発言を行わないこと（トラウマ・ケアの原則としても重要である）
- インターネット上などでの関係者への誹謗中傷については厳格に対応することを事前に周知すること
- 個人情報保護に関して、関係者一同に周知徹底すること。開示できる相手と内容について事前に当事者から了解を得られた内容以外は厳格に保護すること

*調査過程におけるチェックリスト

(16) 不登校重大事態の場合、学校復帰の支援策が適宜被害者や保護者に対して提示され、理解を得られているか。

- 提示され、理解を得られている
- 提示されていない→速やかに支援策を提示し理解を得ること

(17) 調査により把握した情報の記録は出雲市の文書管理規則に基づき適切に保存されているか（少なくとも5年間は保存すること。）。

- 保存されている
- 保存されていない→適切な管理を行うこと

(18) 調査組織から調査により明らかになった事実関係について、被害者や保護者に対して、経過報告も含めて適時説明を行い、意向を聴取しているか。

- 行っている
- 行っていない→調査過程において、適時被害者や保護者に経過報告を行うこと

(19) 年度を跨ぐ調査となった場合に、学校ないし教育委員会での引継ぎは適切に行われているか。

- 行われている
- 行われていない→調査担当者が交代する場合などは、適宜被害者や保護者に連絡を行うこと。また調査情報についての引継ぎを適切に行うこと

*調査終了時におけるチェックリスト

(20) 調査報告書及び今後の対処方針に対して被害者及び保護者に説明し、理解は得られたか。

- 得られた
- 得られない→この場合、教育委員会、出雲市いじめ対応チームが速やかに被害者、保護者らと再調査の方針などについて協議すること

(21) 調査結果について市長に報告したか。また被害者及び保護者から調査結果を踏まえて所見の提出があった場合には、その所見を添えて市長に報告すること。

- 報告した
- 報告していない→速やかに報告すること